

令和8年度 高齢者新型コロナウイルス感染症定期予防接種実施要領

1 目的

予防接種法に基づくワクチン接種により、新型コロナウイルスに対する免疫を獲得させ、発症及び重症化を予防することを目的とする。

2 対象者

- (1) 松江市に住民登録があり、接種日に満65歳以上の人。
- (2) 松江市に住民登録があり、接種日に満60歳以上満65歳未満であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障がい有する人及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する人（厚生労働省令で定めるもの）。

3 実施期間

令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

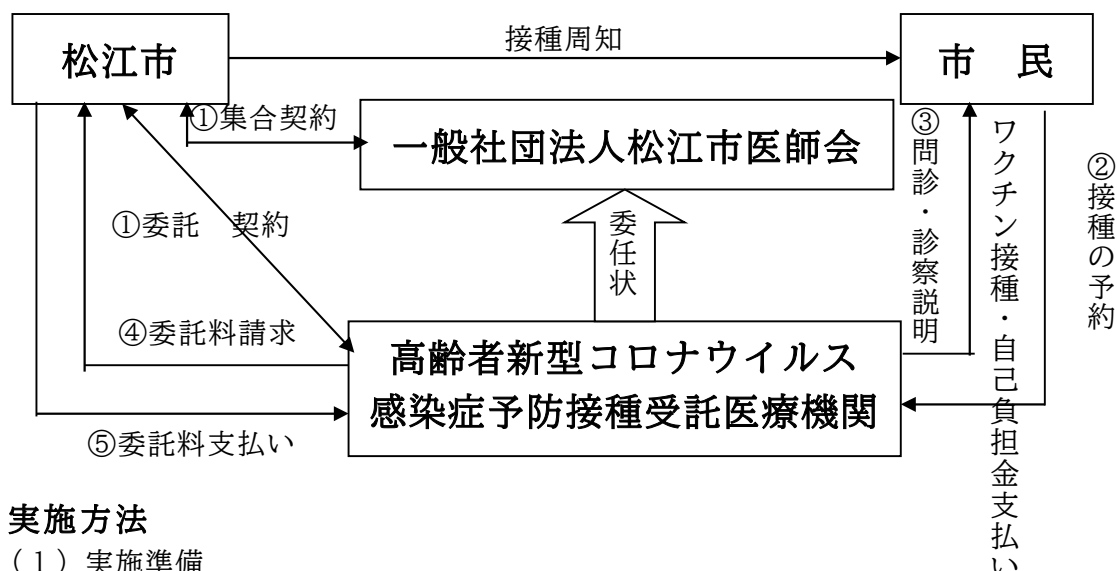
4 接種回数及び接種量

新型コロナウイルス感染症ワクチンを1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、各ワクチンで定められた量に従うものとする。

5 周知方法

ポスター、ホームページ、市報等

6 新型コロナウイルス感染症予防接種実施フロー図



7 実施方法

(1) 実施準備

ア 受託調査の結果をもとに、市は一般社団法人松江市医師会（以下「医師会」と表記）と集合契約を締結する。医師会会員ではない医療機関については、個別に委託契約を締結する。受託医療機関（介護老人保健施設を含む）（以下「医療機関」と表記）は承諾書を市に提出する。

イ 市は医療機関に実施要領、松江市定期予防接種マニュアル（B類：高齢者インフル・

高齢者新型コロナ)、B類疾病予防接種ガイドライン、予診票、接種済証、ポスター(1部)、契約書、請求書、承諾書、副反応疑い報告書等を配布する。

ウ 市は予防接種の種類、対象者の範囲、期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項等を公告する。

(2) 予防接種実施

- ア 定期接種については、医療機関で行う個別接種を原則とする。また、寝たきり等の理由から、医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反应对策等の十分な準備がなされた場合に限り、被接種者の生活の根拠を有する自宅や入院施設等において実施しても差し支えない。これらの場合、経過観察措置、応急治療措置、救急搬送措置等安全対策を整えておく。(定期接種実施要領第14条を遵守すること)
- イ 接種前にマイナンバーカード等により被接種者が本人であること、松江市に住民登録があること、対象年齢であることの確認を行う。
- ウ 被接種者には、必ず予診票裏面の説明書をよく読んだうえで、予診票の質問事項等を記入するよう説明する。
- エ 医師は、ワクチン接種後24時間以内の健康状態の変化、特に30分以内の急激な健康状態の変化に注意を要すること等副反応やアナフィラキシーについて被接種者に十分に説明をする。
- オ 医師は、新型コロナウイルス感染症予防接種後に副反応や体調不良がみられる場合は、まず、接種医療機関を受診し相談するよう、説明する。
- カ 医師は、被接種者に問診、検温、視診、聴診等の診察を行ったうえ、予防接種の説明、被接種者の接種希望の意思を確認する。
- キ 医師の診察・説明を受けたうえで、同意する場合に予診票に被接種者が氏名を自署する。(被接種者で意思確認はできるが、自署できない人は代筆者が被接種者氏名、代筆者氏名、続柄を記入するか、または被接種者が意思表示として「-」や「✓」等の記載ができれば、自署の代わりとして取り扱う。)
- ク 新型コロナウイルス感染症の定期接種についてはB類疾病予防接種ガイドラインに従って行う。
- ケ 接種後、被接種者本人に予防接種済証を交付する。
- コ 被接種者から市が定める自己負担金6,000円を徴収する。ただし、生活保護受給者は生活保護を受給していることが分かる公的な証明書(以下「生保証明書」という。)の提出により自己負担金を無料とする。(生保証明書は予診票裏面に貼付する。)
- サ 領収書発行希望者には、医療機関の領収書を交付する。

(3) 接種不適当者と接種要注意者の取り扱い

ア 接種不適当者

次のいずれかに該当する接種不適当者と認められる場合は予防接種を実施しない。(予診票右上に接種不適当者と赤字で記入する。)

- ① 接種当日、明らかな発熱を呈している人(通常37.5℃以上)。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人。
- ③ 新型コロナウイルス感染症ワクチンの成分によってアナフィラキシー(全身性の皮膚・粘膜症状、喘息、呼吸困難、頻脈、血圧低下等)を疑わせる複数の症状を呈したことが明らかな人。
- ④ 上記以外で、予防接種を行うことが不適当な状態にある人。

イ 接種要注意者

以下に該当する接種要注意者には、健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得る。

- ① 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害等の基礎疾患を有する人。
- ② 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人。
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある人。
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症ワクチンの成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人。
- ⑥ 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症や凝固障害を有する人。

(4) その他

予防接種後、アナフィラキシーやけいれん等の重篤な副反応がみられたとき、応急処置ができない可能性があるため、定期予防接種における医師の自己接種は認めない。ただし、医療機関に複数医師がいる場合は、他の医師が接種することは差支えない。

(5) 実施期間内の契約変更・契約辞退

医療機関は、代表者氏名・住所の変更や法人化等により契約書の内容に変更が生じた場合は「変更届」を、一定期間の休診や閉院等により受託を辞退する場合は「辞退届」を市へ提出する。市は、医療機関から契約内容の変更、契約の取消しにかかる書類の提出があった場合は、速やかに対応する。

8 委託料 (消費税込)

接種者 : 15,598 円

接種不適当者 : 3,201 円

9 自己負担金

接種者 : 6,000 円

ただし、生活保護受給者は生保証明書の提出により自己負担金を無料とする。

10 委託料の請求方法

(1) 「予診票」(ひまわり色)を月毎に集計し、「請求書」とともに、翌月10日必着(土・日・祝の場合は前開庁日)で松江市に提出する。

(2) 請求書への押印は不要とし、請求書の日付は、翌月2日から10日までの日付(10日が閉庁日の場合は前開庁日)を記入する。

(3) 市は請求書受理後、その日から起算して30日以内に医療機関指定口座に振り込む。

接種者 : 9,598 円 (委託料から自己負担金を差し引いた金額)

接種者(生活保護受給者) : 15,598 円

接種不適当者 : 3,201 円

1 1 副反応疑い報告制度・健康被害救済制度

- (1) 接種医療機関において、新型コロナウイルス感染症予防接種後に副反応や体調不良がみられる場合は、まず、接種医療機関を受診し相談するよう、被接種者に接種前に説明する。
- (2) 接種医療機関において、新型コロナウイルス感染症予防接種による副反応で厚生労働省令に定める症状であると診察した場合は、「予防接種後副反応疑い報告書」を作成し、これを用いて速やかに電子報告システムで下記へ報告すること。電子報告システムでの報告が困難な場合は、FAXで報告することもできる。
副反応報告を行う医師は、報告の対象となる患者が、予防接種健康被害救済制度の対象となると考えられる場合は、当該患者に対し、当該制度を紹介するよう努めること。

(独) 医薬品医療機器総合機構

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

電子報告システム URL:<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

FAX 0120-176-146

- (3) 予防接種健康被害救済制度では、申請を希望される人が、受診証明書等の書類を、接種を受けた時点で住民票が所在する市町村に提出する必要がある。医療機関は、申請を希望される人から受診証明書等の作成の相談があった場合は、円滑な申請が可能となるよう、受診証明書等の作成が、申請を希望される人の申請にかかる人の症状又は疾病について当該医療機関を受診したことを示すもの等であることを留意し必要な書類の作成に協力すること。

また、松江市に相談するよう被接種者に説明する。

申請後、新型コロナウイルス感染症定期予防接種による健康被害が当該予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種健康被害救済制度により松江市が救済措置を行う。

1 2 過誤発生時の措置

接種にあたって不適切な事由があった場合、「予防接種の過誤発生時の対応」に基づき速やかに松江市へ報告し、「予防接種の過誤報告書」を提出する。

※なお、夜間・土・日・祝日に、急を要する事例が発生した場合は松江市役所（代表TEL：0852-55-5555）に連絡する。折り返し担当課より連絡する。

1 3 物品の返却について

予防接種済証は、書き損じ等で交付しなかったものは廃棄せず、委託期間終了後に全て返却する。その他の物品についても使用しなかったものは返却する。

1 4 予防接種のお問い合わせ

〒690-0045 松江市乃白町 32 番地 2 松江市保健福祉総合センター内

松江市健康福祉部 健康推進課 予防接種室

TEL：(0852)60-8173

FAX：(0852)60-8160